

( 公 印 省 略 )  
答 申 第 1 3 6 号  
令 和 4 年 6 月 6 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定及び不開示決定に係る  
審査請求に対する決定について（答申）

令和3年7月19日付け諮問第29号、第30号及び第31号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

児童養護施設入所承認審判申立書の証拠書類

## 第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が、部分開示及び不開示とした決定において、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分は開示すべきである。

## 第 2 経緯

### 1 保有個人情報の開示請求

令和 2 年 6 月 26 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対し、「西宮こども家庭センター（以下「センター」という。）が裁判所に申立した児童福祉法第 28 条に基づく児童養護施設入所承認審判申立書の証拠書類、甲第 5 号証、甲第 6 号証、甲第 7 号証の 3 点」とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 対象保有個人情報

本件開示請求の対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、センターが、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）について児童福祉法第 28 条に基づく児童養護施設入所承認審判申立を行った際に、神戸家庭裁判所尼崎支部へ提出した次の書類である。

- (1) 甲第 5 号証「父方面接等経過記録（抜粋）」（以下「文書 1」という。）
- (2) 甲第 6 号証「母方面接等経過記録（抜粋）」（以下「文書 2」という。）
- (3) 甲第 7 号証「関係機関等経過記録（抜粋）」（以下「文書 3」という。）

### 3 実施機関の決定

令和 2 年 8 月 28 日、実施機関は、本件開示請求に対し、次のとおり処分を行った。

- (1) 文書 1：部分開示決定（以下「本件処分 1」という。）
- (2) 文書 2：不開示決定（以下「本件処分 2」という。）
- (3) 文書 3：不開示決定（以下「本件処分 3」という。）

### 4 審査請求

令和 2 年 11 月 20 日（本件処分 3 については同月 18 日付け）、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分 1 から

3までを不服として、兵庫県知事に対し、審査請求（以下「当初審査請求」という。）を行った。

#### 5 当初審査請求の補正

審査請求人は、当初審査請求について、本件処分1に係る審査請求を令和2年11月30日付け及び令和3年2月5日付けで補正し、本件処分2及び本件処分3に係る審査請求を令和3年2月5日付けで補正（以下「本件審査請求」という。）した。

#### 6 諮問

令和3年7月19日、実施機関は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書等において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 審査請求書

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分1を取り消し、全部開示できるとの裁決を求める。

本件処分2及び本件処分3を取り消し、部分開示できるとの裁決を求める。

##### (2) 審査請求の理由

個人情報の正確性を確保しているかどうかについて確認ができないから。

#### 2 意見書

##### (1) 本件処分1から3までに共通する意見

今回の文書は、全て児童福祉法第28条審判の証拠書類としてセンターが裁判所に提出したものである。家事審判手続法上の原則は当事者には全部開示するものと理解している。

現在の子どもの状況、私が警察から提供を受けた情報など、当時とは異なるので開示を求めた。この審査請求で不開示部分全部ではなくても、さらに開示できるとされるところがあるのではないかと思う。

##### (2) 本件処分1について

文書1は、父親側の内容なので根本的に不開示の理由が全くわからない。

今、本件児童にセンターの支援が必要ないのであれば児童に支障はない。

センターが裁判等で利用ができる、警察から提供されたという情報は全て把握している。警察のやりとりに関しての記載があれば、それは私が全部警察から情報提供を受けて知り得ていることなので不開示とする必要はない。

(3) 本件処分2について

文書2について、関係機関とは、センターの職員から、主に警察、学校などと聞いている。

センターが警察から得た情報として、裁判で利用できる情報は私が知り得ているので全部開示しても問題はない。

(4) 本件処分3について

文書3は、私の個人情報の開示請求で開示できるところは、少ないことは理解している。

母親の話についても、私に関する客観的な内容については、開示すべきと思う。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件開示請求について

審査請求人は、開示請求時点において本件児童の親権者ではなく、審査請求人自身の個人情報として本件請求を行ったものである。

本件対象保有個人情報は、センターが本件児童について通告を受けた時から審判申立に至るまでの間における経過を、本件児童の児童支援記録の中から、父及び父方親族との面談内容を中心に要約したもの（文書1）、母及び母方親族との面談内容を中心に要約したもの（文書2）及びセンターと関係機関との協議内容等を中心に要約したもの（文書3）である。

2 不開示部分及びその理由について

(1) 文書1

不開示部分及びその理由は、別表AからLまでのとおりである。

ア 条例第16条第2号該当性

不開示部分は、本件児童の個人情報又は本件児童以外の者の個人情報であって、審査請求人が知り得る立場にあることが明らかなものとは認められず、開示することにより、本件児童又は本件児童以外の者の正当な利益を害すると認められるものであることから、条例第16条第2号に該当する。

イ 条例第16条第7号該当性

(ア) センターと関係機関との通話記録の部分

当該部分には、センターと関係機関との間でやりとりした本件児童及びその関係者に関する情報が記録されている。

当該部分を開示することにより、センターや関係機関の執った措置等が明らかになり、児童の適切な援助等が困難になるなど、実施機関の児童支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号に該当する。

(イ) センター内での協議記録の部分

当該部分には、センター内で協議した本件児童に関する情報や協議結果が記録されている。

当該部分を開示することにより、センターの援助方針等が明らかとなり、児童の適切な援助等が困難になるなど、実施機関が行う児童支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号に該当する。

(2) 文書2

文書2は本件児童の個人情報及び本件児童の母等の個人情報であって、審査請求人が知り得る立場にあることが明らかなものとは認められず、開示することにより、本件児童又は本件児童の母等の正当な利益を害すると認められるものであることから、条例第16条第2号に該当する。

(3) 文書3

文書3は、本件児童の個人情報であって、審査請求人が知り得る立場にあることが明らかなものとは認められず、開示することにより、本件児童の正当な利益を害すると認められるものであることから、条例第16条第2号に該当するとともに、本件児童の支援に関してセンターと関係機関との間でやりとりした内容等が記載されており、開示することにより、センターや関係機関の執った措置等が明らかになり、児童の適切な援助等が困難になるなど、実施機関の児童支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号に該当する。

3 審査請求人の主張に対する反論

審査請求の理由は、本件処分が違法又は不当であるといった主張になっておらず、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報について実施機関の行った本件処分1か

ら3までは、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件児童の児童支援記録の抜粋で、本件児童の個人情報であるものの、審査請求人に関する情報が記録されている部分があり、審査請求人の保有個人情報として本件開示請求の対象になっているものと認められる。

本件開示請求に対し、実施機関は、条例第16条第2号及び第7号に該当するとして本件処分1を、条例第16条第2号に該当するとして本件処分2を、さらには条例第16条第2号及び第7号に該当するとして本件処分3を行った。

これに対し、審査請求人は、更なる開示を求めているが、実施機関は本件処分1から3までを妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 文書1

文書1は、本件児童の児童支援記録の中から、父及び父方親族との面談内容を中心に要約したものであり、不開示部分は、別表のAからLまでのとおりである。

#### ア 不開示部分A、C、D及びFについて

審議会が見分したところ、当該部分には、児童支援事務に関して、実施機関が関係機関から得られた情報や関係機関との協議した内容が記録されている。

当該部分は、関係機関等以外には漏らさないことを前提に、率直かつ詳細な情報が記録されており、当該部分を開示すれば、実施機関に対する信頼が失われ、関係機関との連携が取れなくなること、及び実施機関や関係機関の執った措置が明らかとなり、児童の保護の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は条例第16条第7号に該当し、同条第2号の判断をするまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 不開示部分B、E及びHからJまでについて

審議会が見分したところ、当該部分には、児童支援事務に関して、実施機関内で協議した内容及び実施機関としての決定事項等が記録されている。

当該部分を開示すれば、実施機関が執った措置が明らかになり、今後の要保護児童活動に支障が生ずるおそれがあること、及び実施機関職員が開示を前提とした記載しかできなくなることから、児童保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は条例第 16 条第 7 号に該当し、同条第 2 号の判断をするまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 不開示部分 G、K 及び L について

当該部分には実施機関が第三者からの聞き取りにより把握した情報や審査請求人以外の者の個人情報に記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る立場にあることが明らかであるとは認められず、当該情報を開示することにより、審査請求人以外の者の正当な利益を害すると認められるため、条例第 16 条第 2 号に該当する。

### (2) 文書 2

文書 2 は、本件児童の児童支援記録の中から、母及びその関係者との面談内容を中心に要約したものであり、別表の M のとおり全て不開示となっている。

#### ア 別表 M の開示すべき部分について

審議会で見分したところ、文書 2 の 4 ページ 1 行目から 3 行目までについては、審査請求人が既に知っていることと認められる事実が記載されており、当該部分を開示しても、審査請求人以外の者の正当な利益を害するとは認められない。

したがって、当該部分は、条例第 16 条第 2 号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 上記ア以外の部分について

審議会で見分したところ、当該部分には、実施機関と母及びその関係者との面談内容等が記録されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る立場にあることが明らかであるとは認められず、当該情報を開示することにより、審査請求人以外の者の正当な利益を害すると認められる。

したがって、当該部分は、条例第 16 条第 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (3) 文書 3

文書 3 は、本件児童の児童支援記録の中から、実施機関と関係機関との協議内容を中心に要約したものであり、別表の N から P までのとおり全て不開示と

なっている。

ア 別表NからPまでの開示すべき部分について

審議会で見分したところ、文書3の3ページ23行目から25行目まで、5ページ5行目及び7ページ下から4行目については、審査請求人自身の個人情報又は審査請求人が既に知っていると認められる事実が記載されており、当該部分を開示しても、審査請求人以外の者の正当な利益を害するとは認められず、今後の児童相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、条例第16条第2号又は同条7号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 上記ア以外の部分について

審議会で見分したところ、当該部分には、実施機関と関係機関との協議内容等が記録されている。

実施機関と関係機関との協議内容の不開示理由については、上記第5の2(1)アで述べたとおりである。

したがって、当該部分は、条例第16条第7号に該当し、同条第2号の判断をするまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

文書名	不開示部分		不開示理由	開示すべき部分
文書1 (甲第5号証)	A	1 ページ1 行目から 13 行目まで (センターと関係機関との通話記録。部分開示決定における1 ページ1 行目から 15 行目までに同じ)	①児童の支援事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある (条例第16条第7号)  ②開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められる (条例第16条第2号)	—
	B	1 ページ24行目から27行目まで (センター内での協議記録。部分開示決定における1 ページ26 行目から 29 行目までに同じ)		—
	C	1 ページ28 行目から 32 行目まで (センターと関係機関との通話記録。部分開示決定における1 ページ30 行目から 34 行目までに同じ)		—
	D	2 ページ1 行目から 13 行目まで (センターと関係機関との通話記録。部分開示決定における2 ページ1 行目から 17 行目までに同じ)		—
	E	2 ページ14 行目から 17 行目まで (センター内での協議記録。部分開示決定における2 ページ18 行目から 23 行目までに同じ)		—

F	2 ページ 18 行目から 20 行目 まで (センターと関係機関との通 話記録。部分開示決定におけ る 2 ページ 24 行目から 26 行 目までに同じ)		—
G	4 ページ 4 行目及び 5 行目 (開示請求者以外の個人情報。 部分開示決定における 4 ページ 5 行目から 8 行目まで に同じ)	②と同様	—
H	6 ページ 23 行目から 28 行目 まで (センター内での協議記録。 部分開示決定における 6 ペー ジ 28 行目から 33 行目まで に同じ)	①、②と同様	—
I	11 ページ 18 行目から 30 行 目まで (センター内での協議記録。部 分開示決定における 11 ペー ジ 24 行目から 38 行目まで に同じ)		—
J	12 ページ 1 行目から 8 行目ま で (センター内での協議記録。 部分開示決定における 12 ペ ージ 1 行目から 9 行目まで に同じ)		—
K	14 ページ 14 行目及び 15 行 目 (開示請求者以外の個人情報。 部分開示決定における 14 ペ ージ 16 行目から 18 行目まで	②と同様	—

		に同じ)		
	L	15 ページ 12 行目から 14 行目 まで (開示請求者以外の個人情報 。部分開示決定における 15 ページ 13 行目から 16 行目ま でに同じ)		—
文書 2 (甲第 6 号証)	M	全て (開示請求者以外の個人情報)	②と同様	4 ページ 1 行目 から 3 行目まで
文書 3 (甲第 7 号証)	N	全て (開示請求者以外の個人情報) (センターと関係機関との協 議記録)	①、②と同様	3 ページ 23 行目 から 25 行目まで
	O			5 ページ 5 行目
	P			7 ページ下から 4 行目

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和3年7月19日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和3年8月23日	・ 審査請求人から同月21日付け口頭による意見陳述申立書を受領
令和3年9月14日 第1部会(第74回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和4年2月14日 第1部会(第78回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和4年4月18日 第1部会(第80回)	・ 審議
令和4年5月23日 第1部会(第81回)	・ 審議
令和4年6月6日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 大 山 潤 一 郎

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 西 片 和 代